

マイナンバーカードと運転免許証の一体化について

令和 7 年 3 月 24 日（月曜日）からマイナンバーカードと運転免許証の一体化できる制度が開始されます。

制度開始後は以下の 3 つの免許証の持ち方が可能になります。

- ①マイナ免許証（運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード）のみを保有すること
- ②マイナ免許証と運転免許証の双方を保有すること
- ③従来の運転免許証のみを保有すること

マイナ免許証に記録される情報

- ・マイナ免許証の番号
- ・免許の年月日及びマイナ免許証の有効年月日
- ・免許の種類
- ・免許の条件に関する事項
- ・顔写真

等があり、マイナンバーカードの IC チップ内に記録されます。マイナンバーカードの券面に免許に関する事項は記載されません。

令和 7 年 3 月 24 日以降の免許更新等の手続について

- 免許証更新時の写真について
令和 7 年 3 月 24 日以降に警察署及び 5 交番（二ツ井、美郷、増田、羽後、にかほ）で更新手続を行う場合、顔写真の提出が不要となります。なお、運転免許センターでの更新手続を行う場合は、これまでと同様に写真は不要です。
- 経由更新申請について
優良運転者の更新申請の特例として、秋田県以外の都道府県を経由して、秋田県の住所を変更せずに更新手続を行う場合の申請です。
現在は優良運転者のみ対象ですが、令和 7 年 3 月 24 日以降は一般運転者も対象となります。
- 運転免許業務を行う 4 交番でのマイナ免許証等手続きの希望について
4 交番（二ツ井、美郷、増田、羽後）については、事件等により交番職員が不在の場合がありますので、事前に交番に連絡してから来所するようにお願いします。

オンライン更新時講習について

- マイナ免許証を利用する方に限られます。
- 優良運転者と一般運転者講習対象者に限られます。
（免許証とマイナ免許証の 2 枚持ちでも受講可能）
- 受講時に使用する端末のカメラで受講者の顔を撮影する必要があります。
- オンライン講習は誕生日が「3 月 24 日」（有効期限の末日が「令和 7 年 4 月 24 日」）以降の方に限られます。

令和7年3月24日以降の新規免許証取得、免許更新時の手数料について

令和7年3月24日以降に新規免許証を取得または免許更新を行う場合、手数料は以下のとおりとなります。

○ 新規免許証取得時手数料

	保有状況	更新手数料
現行	運転免許証のみ	2,050円



改正後	運転免許証のみ	2,350円
	マイナ免許証のみ	1,550円
	両方を持つ場合	2,450円

○ 免許更新時手数料

	保有状況	更新手数料
現行	運転免許証のみ	2,500円

+

講習手数料	
優良講習	500円
一般講習	800円
違反・初回講習	1,350円



改正後	運転免許証のみ	2,850円
	マイナ免許証のみ	2,100円
	両方を持つ場合	2,950円

+

種 別	対面	オンライン
優良講習	500円	200円
一般講習	800円	200円
違反・初回講習	1,400円	—